

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市平和のまちミュージアム条例の施行期日を定める規則【総務局総務部総務課】	6
○ 北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則【総務局総務部総務課】	7
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】	8
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	9
○ 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】	10
○ 利用料金の額の承認【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】	11
○ 出納取扱金融機関の指定【保健福祉局健康医療部地域医療課】	12
○ 令和4年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年金課】	13
○ 令和4年度の国民健康保険料の減額する額【保健福祉局健康医療部保険年金課】	14
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	17
○ 特定地域型保育事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	19
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	20
○ 北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数【子ども家庭局子ども総合センター】	22
○ 徴収事務の委託【産業経済局地域経済振興部スタートアップ推進課】	23

○ 徴収事務の委託（２件）【産業経済局総務政策部渡船事業所】	2 4
○ 収納事務の委託（２件）【総務局総務部文書館】	2 6
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】	2 8
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	2 9
○ 指定納付受託者の指定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】	3 0
○ 北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】	3 1
○ 令和４年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政局税務部固定資産税課】	3 3
○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】	3 4
○ 収納事務の委託（２件）【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】	3 5
○ 収納事務の委託（２件）【市民文化スポーツ局文学館事務局】	3 7
○ 雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	3 9
○ 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大２５トンである道路の指定【建設局道路部管理課】	4 0
○ 通行する車両の高さの最高限度が４．１メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが３．８メートルを超え４．１メートル以下の車両の通行方法【建設局道路部管理課】	4 1
○ 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定及び当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法【建設局道路部管理課】	4 3
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】	4 5
○ 道路の供用開始【建設局道路部管理課】	4 6
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	4 7
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	4 8
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	4 9

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 5 0
- 指定納付受託者の指定【環境局循環社会推進部業務課】 5 1

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例の規定による対象事業内容変更届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】 5 2
- 特定調達契約の相手方の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 5 3
- 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 5 5
- 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 5 9
- 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 6 2

◇ 上下水道局

- 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 6
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 6 7
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 6 8
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 6 9
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 0
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 4
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 8

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 2

- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 6
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 9

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 9 3
- 北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 9 7
- 北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 1 0 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則

北九州市平和のまちミュージアム条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 開館時間は、午前9時30分から午後6時までとすることにしました。
- 2 休館日は、月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日とすることにしました。

この規則は、令和4年4月19日から施行することにしました。

北九州市平和のまちミュージアム条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市平和のまちミュージアム条例の施行期日を定める規則

北九州市平和のまちミュージアム条例（令和3年北九州市条例第25号）の施行期日は、令和4年4月19日とする。

北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則をここに公布する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市平和のまちミュージアム条例（令和3年北九州市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 ミュージアムの開館時間は、午前9時30分から午後6時まで（入館は、午後5時30分まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(観覧料の返還)

第4条 条例第6条第2項ただし書の市長が特別の理由があると認めるときは、天災その他使用者（条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。）の責めによらない事由により、当該使用者がミュージアムを使用することができないときとし、既納の観覧料の全額を返還する。

(損害賠償の義務)

第5条 ミュージアムの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、令和4年4月19日から施行する。

北九州市告示第 1 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社内外美装	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 1 5 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積400番地	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目12番13号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目50番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町6番30号	

北九州市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市市民活動サポートセンターこくらにおける印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市告示第 1 2 2 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市旧古河鋳業若松ビルの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額				備考
—	9 時～ 1 2 時	1 2 時～ 1 7 時	1 7 時～ 2 2 時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の 3 0 割に相当する額とする。
多目的ホール A	8 4 0 円	1, 3 2 0 円	2, 1 6 0 円	
多目的ホール B	8 4 0 円	1, 3 2 0 円	2, 1 6 0 円	
会議室 A	1 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円			
会議室 B	1 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円			
会議室 C	1 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円			
冷暖房設備	多目的ホール A	3 0 分又はその端数ごとに 2 8 0 円		
	多目的ホール B	3 0 分又はその端数ごとに 1 4 0 円		
	会議室 A	3 0 分又はその端数ごとに 7 0 円		
	会議室 B	3 0 分又はその端数ごとに 7 0 円		
	会議室 C	3 0 分又はその端数ごとに 7 0 円		

北九州市告示第 1 2 3 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 7 条ただし書の規定により、北九州市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目 2 番 1 8 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第124号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第2号及び第3号、第14条の10第1項第2号及び第3号並びに第14条の15第1項第2号及び第3号に規定する国民健康保険料の令和4年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 基礎賦課額の保険料率

- | | | |
|-----|--------------------------|---------|
| (1) | 被保険者均等割 | 21,110円 |
| (2) | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 24,990円 |
| (3) | 特定世帯の世帯別平等割 | 12,490円 |
| (4) | 特定継続世帯の世帯別平等割 | 18,740円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | | |
|-----|--------------------------|--------|
| (1) | 被保険者均等割 | 7,910円 |
| (2) | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 9,360円 |
| (3) | 特定世帯の世帯別平等割 | 4,680円 |
| (4) | 特定継続世帯の世帯別平等割 | 7,020円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (1) | 被保険者均等割 | 8,770円 |
| (2) | 世帯別平等割 | 7,680円 |

北九州市告示第125号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号。以下「条例」という。）第20条及び第20条の3並びに北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号。以下「規則」という。）第8条に規定する国民健康保険料の令和4年度における減額する額は、次のとおりである。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 規則第8条第1項第1号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 14,780円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 5,540円
 - (3) 介護納付金賦課額分 6,140円
- 2 規則第8条第1項第1号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,500円
 - イ 特定世帯 8,750円
 - ウ 特定継続世帯 13,120円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,560円
 - イ 特定世帯 3,280円
 - ウ 特定継続世帯 4,920円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5,380円
- 3 規則第8条第1項第2号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 10,560円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 3,960円
 - (3) 介護納付金賦課額分 4,390円
- 4 規則第8条第1項第2号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,500円
 - イ 特定世帯 6,250円
 - ウ 特定継続世帯 9,370円

- (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
- | | |
|---------------------|---------|
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 4, 680円 |
| イ 特定世帯 | 2, 340円 |
| ウ 特定継続世帯 | 3, 510円 |
- (3) 介護納付金賦課額分 3, 840円
- 5 規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- | | |
|------------------|---------|
| (1) 基礎賦課額分 | 4, 230円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課分 | 1, 590円 |
| (3) 介護納付金賦課額分 | 1, 760円 |
- 6 規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 基礎賦課額分 | |
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 5, 000円 |
| イ 特定世帯 | 2, 500円 |
| ウ 特定継続世帯 | 3, 750円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課額分 | |
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 1, 880円 |
| イ 特定世帯 | 940円 |
| ウ 特定継続世帯 | 1, 410円 |
| (3) 介護納付金賦課額分 | 1, 540円 |
- 7 条例第20条の3の当該年度分の被保険者均等割の保険料額（条例第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額
- | | |
|---|----------|
| (1) 未就学児の被保険者均等割額 | |
| ア 基礎賦課額分 | 10, 560円 |
| イ 後期高齢者支援金等賦課分 | 3, 960円 |
| (2) 規則第8条第1項第1号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額 | |
| ア 基礎賦課額分 | 3, 170円 |
| イ 後期高齢者支援金等賦課分 | 1, 190円 |
| (3) 規則第8条第1項第2号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額 | |

ア 基礎賦課額分 5, 280円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 1, 980円

(4) 規則第8条第2項第1号の規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額

ア 基礎賦課額分 8, 440円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 3, 160円

北九州市告示第126号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、下記の特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 足原だきしめ 保育園	認定こ ども園	北九州市小倉北 区足原一丁目7 番1号	社会福祉法人 法順会	令和4年4 月1日
認定こども園 キンダーポー ト保育園	認定こ ども園	北九州市小倉北 区明和町3番8 号	社会福祉法人 名和会	令和4年4 月1日
認定こども園 長浜保育園	認定こ ども園	北九州市小倉北 区长浜町2番2 7号	社会福祉法人 長浜会	令和4年4 月1日
認定こども園 大浜保育園	認定こ ども園	北九州市小倉南 区中曽根東四丁 目19番8号	社会福祉法人 緑風福祉会	令和4年4 月1日
認定こども園 きくが丘保育 園	認定こ ども園	北九州市小倉南 区企救丘四丁目 13番1号	社会福祉法人 修法会	令和4年4 月1日
認定こども園 曾根保育園	認定こ ども園	北九州市小倉南 区津田新町一丁 目4番26号	社会福祉法人 曾根保育園	令和4年4 月1日
認定こども園 花園保育園	認定こ ども園	北九州市小倉南 区富士見一丁目 5番38号	社会福祉法人 江松会	令和4年4 月1日
認定こども園 三ツ葉保育園	認定こ ども園	北九州市小倉南 区中吉田一丁目 18番7号	社会福祉法人 周防会	令和4年4 月1日
認定こども園 つばさ保育園	認定こ ども園	北九州市八幡東 区山王二丁目1 8番8号	社会福祉法人 育栄会	令和4年4 月1日
認定こども園 リアンはなお 保育園	認定こ ども園	北九州市八幡東 区祇園一丁目5 番1号	社会福祉法人 真祐会	令和4年4 月1日
認定こども園 S A K U R A N B O	認定こ ども園	北九州市八幡西 区大字本城33 83番地1	社会福祉法人 薫風会	令和4年4 月1日

認定こども園 塔野保育園	認定こども園	北九州市八幡西 区塔野一丁目2 番7号	社会福祉法人 育栄会	令和4年4 月1日
認定こども園 本城西保育園	認定こども園	北九州市八幡西 区千代ヶ崎二丁 目12番24号	社会福祉法人 宝寿会	令和4年4 月1日

北九州市告示第 1 2 7 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、下記の特定期地域型保育事業者の確認を行ったので、同法第 5 3 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
家庭的保育事業楠元直子	家庭的保育事業	北九州市八幡東区桃園 4 丁目 3 番 3 2 号	楠元直子	令和 4 年 4 月 1 日

北九州市告示第128号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条第2項の規定により、下記の特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 足原だきしめ 保育園	預かり 保育事 業	北九州市小倉北 区足原一丁目7 番1号	社会福祉法人 法順会	令和4年4 月1日
認定こども園 キンダーポー ト保育園	預かり 保育事 業	北九州市小倉北 区明和町3番8 号	社会福祉法人 名和会	令和4年4 月1日
認定こども園 長浜保育園	預かり 保育事 業	北九州市小倉北 区长浜町2番2 7号	社会福祉法人 長浜会	令和4年4 月1日
認定こども園 きくが丘保育 園	預かり 保育事 業	北九州市小倉南 区企救丘四丁目 13番1号	社会福祉法人 修法会	令和4年4 月1日
認定こども園 曾根保育園	預かり 保育事 業	北九州市小倉南 区津田新町一丁 目4番26号	社会福祉法人 曾根保育園	令和4年4 月1日
認定こども園 花園保育園	預かり 保育事 業	北九州市小倉南 区富士見一丁目 5番38号	社会福祉法人 江松会	令和4年4 月1日
認定こども園 三ツ葉保育園	預かり 保育事 業	北九州市小倉南 区中吉田一丁目 18番7号	社会福祉法人 周防会	令和4年4 月1日
認定こども園 つばさ保育園	預かり 保育事 業	北九州市八幡東 区山王二丁目1 8番8号	社会福祉法人 育栄会	令和4年4 月1日
認定こども園 リアンはなお 保育園	預かり 保育事 業	北九州市八幡東 区祇園一丁目5 番1号	社会福祉法人 真祐会	令和4年4 月1日
認定こども園 S A K U R A N B O	預かり 保育事 業	北九州市八幡西 区大字本城33 83番地1	社会福祉法人 薫風会	令和4年4 月1日
認定こども園 塔野保育園	預かり 保育事 業	北九州市八幡西 区塔野一丁目2 番7号	社会福祉法人 育栄会	令和4年4 月1日

認定こども園 本城西保育園	認定こ ども園	北九州市八幡西 区千代ヶ崎二丁 目12番24号	社会福祉法人 宝寿会	令和4年4 月1日
------------------	------------	-------------------------------	---------------	--------------

北九州市告示第129号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第6項及び第7項並びに第13条第1項、第2項及び第7項の規定により、北九州市児童相談所に配置する心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（以下「児童心理司」という。）及び児童福祉司の数を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数（令和2年北九州市告示第127号）は、廃止する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 法第12条の3第7項の児童心理司の数は、28人以上とする。
- 2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、70人以上とする。
- 3 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、12人以上とする。

北九州市告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州テレワークセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
f a b b i t 共同事業 体 代表者 A P A M A N 株式会社 代表取 締役社長 大村浩次	北九州市小倉北区浅野 三丁目8番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市告示第 1 3 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 3 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店 クエスト外商部	北九州市小倉北区馬 借一丁目4番7号	令和4年4月1日から令和 5年3月31日まで

北九州市告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	

北九州市告示第136号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
キッズルーム Angels	認可外 保育施 設	北九州市小倉 北区中津口一 丁目1番6号 小文字ビル2 階	キッズルーム Angels	令和4年3 月1日
キズナシッター ・キッズライン 近勢信嘉	認可外 保育施 設	居宅訪問型保 育事業の所在 地は個人情報 のため公示し ておりませ ん。	近勢信嘉	令和4年3 月4日

北九州市告示第137号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北橋健治

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
Pay Pay株式会社	東京都千代田区 紀尾井町1番3号	令和4年4月1日	令和4年4月1日 から令和5年 3月31日まで

北九州市告示第138号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された北九州市収納代理金融機関の指定の告示及び北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（令和3年北九州市告示第97号）は、廃止する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 総括出納取扱店

株式会社福岡銀行 北九州営業部

2 出納取扱店

区 別	出納取扱店となる事務取扱店舗
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 指定金融機関及び指定代理金融機関の収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内で業務を営む全ての店舗（総括出納取扱店及び出納取扱店を除く。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	
株式会社北九州銀行	
福岡ひびき信用金庫	

4 収納代理金融機関及びその収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社三菱UFJ銀行	国内で業務を営む全ての店舗
株式会社三井住友銀行	
株式会社りそな銀行	
株式会社広島銀行	

株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
三菱UFJ信託銀行株式会社	
みずほ信託銀行株式会社	
三井住友信託銀行株式会社	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	市内で業務を営む全ての店舗
九州労働金庫	国内で業務を営む全ての店舗
北九州農業協同組合	
株式会社ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店（出張所及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。）を含む。以下同じ。）の店舗及び福岡郵便貯金事務センター（株式会社ゆうちょ銀行の公金指定様式振替払込書により収納する場合にあっては、国内に所在する支店及び福岡郵便貯金事務センター）

北九州市告示第139号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和4年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く令和4年4月1日から同年5月2日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第141号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第142号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した

。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第144号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第145号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、次のように定める。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1回につき1平方メートル当たり115円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

北九州市告示第146号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
3269	市道浅野32号線	北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 43地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 45地先まで
6564	市道熊手田町1号線	北九州市八幡西区大字藤田2358 番2地先 北九州市八幡西区黒崎城石2323 番1地先
6870	市道黒崎城石2号線	北九州市八幡西区黒崎城石2358 番1地先 北九州市八幡西区黒崎城石2346 番1地先
7013	市道黒崎城石3号線	北九州市八幡西区黒崎城石2346 番1地先 北九州市八幡西区大字藤田2419 番1地先

2 指定する期日 令和4年4月1日

北九州市告示第147号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
511	市道浅野1号線	北九州市小倉北区浅野三丁目2番3 52地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 43地先まで
3269	市道浅野32号線	北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 43地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 45地先まで
1011	市道浅野14号線	北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 45地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目4番2 地先まで
6153	市道本城184号線	北九州市八幡西区本城二丁目189 1番15地先から 北九州市八幡西区本城学研台一丁目 1番102地先まで
6247	市道本城188号線	北九州市八幡西区本城学研台一丁目 3番101地先から 北九州市八幡西区本城学研台一丁目 2番105地先まで

2 指定する期日 令和4年4月1日

3 通行方法

第1項で指定する道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。道路に隣接する施設等に出入りするために、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦の長さ0.12メートル以上横の長さ0.23メートル以上又は縦の長さ0.23メートル以上横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、道路情報を収集し、あらかじめ上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北九州市告示第148号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
511	市道浅野1号線	北九州市小倉北区浅野三丁目2番3 52地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 43地先まで
3269	市道浅野32号線	北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 43地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番7 45地先まで

2 指定する期日 令和4年4月1日

3 通行方法

第1項で指定する道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておくこと。

第1欄	第2欄	第3欄
市道浅野1号線	小倉北区浅野三丁目 (スタジアム前交差点)	市道浅野32号線

イ 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第10

5号) 第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。) 又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておくこと。

第1欄	第2欄	第3欄
市道浅野32号線	小倉北区浅野三丁目 (スタジアム前交差点)	市道浅野1号線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないこと。

北九州市告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1393	上の原15号線	前	八幡西区上の原二丁目283番9地先から 八幡西区上の原二丁目300番19地先まで	4.8 ～ 8.3	24.8
		後	八幡西区上の原二丁目283番9地先から 八幡西区上の原二丁目300番19地先まで	4.9 ～ 8.8	24.8

北九州市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和4年4月1日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1393	上の原15号線	八幡西区上の原二丁目283番9地先から 八幡西区上の原二丁目300番19地先まで

北九州市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局鷹の巣店	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目1番3号	令和4年4月1日
ぴよんた薬局	北九州市戸畑区小芝一丁目1番35号	令和4年4月1日
コスモス薬局岸の浦店	北九州市八幡西区岸の浦一丁目12番30号	令和4年4月1日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション プーラビダ桜通り店	北九州市八幡東区祇園二丁目2番2号1階	令和4年4月1日

北九州市告示第152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）の名称及び所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧 総合メディカル株式会社一城薬局	北九州市八幡東区槻田二丁目1番23号	令和4年3月20日
新 そうごう薬局槻田店	北九州市八幡東区槻田二丁目2番11号	

北九州市告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人たけうちクリニック	北九州市小倉北区京町三丁目1番1号地下1階	令和4年4月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局鷹の巣店	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目1番3号	令和4年4月1日
ぴよんた薬局	北九州市戸畑区小芝一丁目1番3号	令和4年4月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
児童若者支援特化型訪問看護ステーションリカバリー	北九州市門司区大里柳町三丁目7番1号103号室	令和4年4月1日
アイアス訪問看護ステーション小倉東	北九州市小倉南区朽綱東一丁目1番22号1階	令和4年4月1日
おやこの訪問看護ステーションにこり	北九州市小倉南区横代北町四丁目2番27号	令和4年4月1日
訪問看護ステーションプーラビダ桜通り店	北九州市八幡東区祇園二丁目2番2号1階	令和4年4月1日

北九州市告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）の名称及び所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	総合メディカル株式会社一城薬局	北九州市八幡東区槻田二丁目1番23号	令和4年3月20日
新	そうごう薬局槻田店	北九州市八幡東区槻田二丁目2番11号	

2 訪問看護（精神通院医療）の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	精神疾患特化型訪問看護ステーションリカバリー	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目5番18号大里庵ビル1階	令和4年3月1日
新	訪問看護ステーションサンセリテ		

3 訪問看護（精神通院医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
住田病院老人訪問看護ステーション	旧	北九州市若松区大字蛸住1411番地	令和3年6月10日
	新	北九州市若松区大字蛸住1435番地	
訪問看護ステーション木輪館	旧	北九州市八幡西区下上津役三丁目6番6号	令和4年3月4日
	新	北九州市八幡西区下上津役三丁目3番6号	

北九州市告示第155号

一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 納 付 受 託 者		指 定 を し た 日	指 定 期 間
名 称	住 所		
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	令和4年4月1日	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市公告第196号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第20条第1項の規定により対象事業内容変更届出書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 事業者の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社
代表取締役社長 諸橋央典
東京都千代田区六番町6番地28
- 2 対象事業の名称
平尾台地区鉱物採取事業
- 3 変更事項等

	代表者の氏名	事業実施区域の面積
変更前	代表取締役社長 関根福一	64万平方メートル
変更後	代表取締役社長 諸橋央典	76万4,000平方メートル
変更理由	役員交代	採掘区域からの捨石が想定より多くなったため
変更年月日	令和3年6月29日	令和4年4月1日

北九州市公告第197号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 物品等の名称及び数量

抗原簡易検査キット 2万5,000キット

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年3月25日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アトル 北九州営業部

北九州市八幡西区森下町26番96号

5 契約金額

3,575万円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため

北九州市公告第198号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 物品等の名称及び数量

抗原簡易検査キット 2万5,000キット

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年3月25日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アステム 北九州営業部

北九州市小倉南区下曾根新町13番1号

5 契約金額

2,750万円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため

北九州市公告第199号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要な事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類ア、カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 技術者の資格者証の写し
- エ 専任技術者証明書の写し
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 建設業許可申請書の別表
- ク 印鑑証明書
- ケ 給与支払報告書（総括表）の写し
- コ 工事用機械器具調書
- サ 主観点による加点の辞退届
- シ 北九州市内事業所等調書
- ス 保有作業船調書
- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書

- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 3 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 1 2 月に令和 5 年度及び令和 6 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市役所 1 5 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第200号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和4年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

オ 申請業務に関する調書（その3）

- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 6 月に令和 4 年度及び令和 5 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号（北九州市役所 1 5 階）
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5
F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第201号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人

又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和4年4月1日から同年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市

入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和4年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年6月に令和4年度及び令和5年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和4年4月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 三井住友 銀行	北九州支店	北九州市小倉北区魚町 一丁目5番16号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市上下水道局告示第9号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和4年4月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3169	株式会社オネス ティ設備 大東正和	北九州市小倉南区 舞ヶ丘三丁目8番 5号	令和4年4月1日か ら令和8年5月31 日まで
3170	中村工業 中村高明	北九州市小倉南区 北方二丁目13番 21号	令和4年4月1日か ら令和8年5月31 日まで

北九州市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
K-112	有限会社ヤマカツ建設	山田勝治	北九州市小倉北区篠崎三丁目1番6号	令和4年4月1日
M-180	株式会社オネスティ設備	大東正和	北九州市小倉南区舞ヶ丘三丁目8番5号	令和4年4月1日
M-181	有限会社詫間設備工業	詫間邦彦	北九州市小倉南区横代東町三丁目5番10号	令和4年4月1日
M-182	株式会社中島機器設備	中嶋孝治	北九州市小倉南区沼緑町二丁目9番20号	令和4年4月1日
M-183	中村工業	中村高明	北九州市小倉南区北方二丁目1番21号	令和4年4月1日
H-052	総合建設業杉本組	杉本 茂	北九州市八幡東区高見五丁目5番3-204号	令和4年4月1日
N-165	東洋設備工業株式会社	穴南 晃	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目10番17号	令和4年4月1日
N-166	株式会社アース設備	花田英樹	北九州市八幡西区陣山二丁目9番20号	令和4年4月1日
F-220	株式会社U.S.P	内 賢治	福岡市西区大字羽根戸11番地1	令和4年4月1日
F-221	株式会社NEXT	平原 一	福岡県春日市上白水1-38サンヴィオラ春日202号	令和4年4月1日

北九州市上下水道局告示第 1 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
M-161	中島機器設備	中嶋孝治	北九州市小倉南区沼緑町二丁目 9 番 2 0 号	令和 4 年 3 月 3 1 日
N-163	アース設備	花田英樹	北九州市八幡西区陣山二丁目 9 番 2 0 号	令和 4 年 3 月 3 1 日

北九州市上下水道局公告第58号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類ア、カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和3年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和5年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年12月に令和5年度及び令和6年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）
電話 093-582-3137
FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第59号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和4年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 6 月に令和 4 年度及び令和 5 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所西棟 4 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

北九州市上下水道局公告第60号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和4年4月1日から同年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 6 月に令和 4 年度及び令和 5 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市交通局公告第7号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市交通局長 福本 啓 二

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類ア、カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和3年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和5年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年12月に令和5年度及び令和6年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
電話 093-771-8401
FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第8号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市交通局長 福本 啓二

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和4年4月1日から令和4年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 6 月に令和 4 年度及び令和 5 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1
F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第 9 号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 4 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市交通局長 福 本 啓 二

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和4年4月1日から令和4年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和4年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年6月に令和4年度及び令和5年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市公営競技局公告第4号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市公営競技局長 三 浦 隆 宏

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類ア、カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和3年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和5年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年12月に令和5年度及び令和6年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課
北九州市若松区赤岩町13番1号
電話 093-791-5010
FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第5号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市公営競技局長 三 浦 隆 宏

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付期間

令和4年4月1日から令和4年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 6 月に令和 4 年度及び令和 5 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

北九州市公営競技局公告第6号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和4年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和4年4月1日

北九州市公営競技局長 三 浦 隆 宏

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和4年4月1日から同年7月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 4 年 6 月に令和 4 年度及び令和 5 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先
北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476